

三浦市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(三浦市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 三浦市水道事業給水条例（昭和34年三浦市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(三浦市下水道条例の一部改正)

第2条 三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「実施は、」の次に「市長又は」を加え、「が専属する」を「を選任している」に、「地方公共団体において設計及び工事を実施する」を「災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。